

○印西市在宅医療・介護連携、認知症対策推進会議設置要綱

令和3年3月2日告示第17号

印西市在宅医療・介護連携、認知症対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、保健・医療・福祉の関係機関が連携して在宅医療・介護を一体的に提供できる体制及び認知症になっても安心して地域で暮らし続けることができる支援体制の構築を推進するため、印西市在宅医療・介護連携、認知症対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 在宅医療・介護に係る連携に関すること。
- (2) 地域の医療・介護資源の把握、情報共有に関すること。
- (3) 在宅医療・介護連携の現状把握と課題の抽出、解決策等に関すること。
- (4) 在宅医療・介護に関する地域住民への普及啓発に関すること。
- (5) 認知症初期集中支援チームの設置及び活動内容に関すること。
- (6) その他在宅医療・介護連携体制の推進及び認知症対策に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者の代表
- (2) 認知症看護認定看護師又は専門看護師
- (3) 介護支援専門員の代表
- (4) 介護関係者の代表
- (5) 認知症地域支援推進員又は千葉県認知症コーディネーターの代表
- (6) 印西地区消防組合の代表
- (7) 地域包括支援センターの代表
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、会議に際し必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求める事ができる。

(会議の書面開催)

第7条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議の招集が困難であると認める場合は、期日を指定して書面により委員の意見又は賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 会長は、前項の場合において、指定の期日までに到着しないものは、議決の数に加えないものとする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(守秘義務)

第9条 委員は、推進会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(印西市在宅医療・介護連携推進会議設置要綱及び印西市認知症初期集中支援チーム検討委員会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 印西市在宅医療・介護連携推進会議設置要綱(平成29年告示第70号)

(2) 印西市認知症初期集中支援チーム検討委員会設置要綱(平成29年告示第100号)